

インターネット公売のお知らせ

市税などの滞納処分によって差し押さえた財産を次のとおり公売により売却します。

公売方法

インターネットを利用したせり売り

参加申込期間

6月1日(金)午後1時から

6月14日(木)午後5時まで

せり売り期間

6月19日(火)午後1時から

6月21日(木)午後2時まで

代金納付期限

6月28日(木)午後3時まで

公売物件

自動車・陶磁器・重箱・絵画など35点

参加申込方法

インターネットからの参加となります。

(6月1日公開予定)

http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg_toyooka_city

参加資格

一部の例外を除き、20歳以上の方であればどなたでも参加できますが、公売保証金の納付が必要です。

下見会

公売物件を実際に見ることができる下見会を開催します。落札した物件は、返品することができませんので、事前によく見て参加してください。(参加申込みなどは不要)

日時：6月9日(土)午前10時～午後4時

場所：城崎総合支所 2階 大会議室

自動車(1トントラック・小型乗用車)については、下見会に出展しませんので、事前に確認を希望の方は、税務課収税係に問い合わせください。

その他

次のサイトでも公売に関する情報を提供しています。

・市ホームページ

<http://www.city.toyooka.lg.jp/koubai/top.htm>

・ヤフー株式会社の公売システム

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

《問合せ》

税務課収税係(公売担当) ☎23-1118

今回の主な公売物件



用語解説：公売とは

豆知識

法律の規定に基づき、公共機関によって強制的に行われる売買です。

市税が納期限までに納付されず、市が督促状を発した日から10日を経過した場合などに、その滞納に対する処分として滞納者の財産を差し押さえることとなります。

差し押さえた財産は、換価処分(差し押さえた財産を売却して現金にすること)によって、滞納市税に充当します。

財産を換価処分するときは、これを公売に付し、その公売の方法は、入札またはせり売りとして行われます。



国民年金からのお知らせ

35歳になる方へ 年金加入記録が送付されます

4月から、国民年金または厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者期間を有する35歳の方を対象に、「ねんきん定期便」35歳になられる方への年金加入記録のお知らせが、社会保険業務センターから送付されるようになります。

65歳未満で 公的年金を受給の方へ

4月から、65歳到達による諸変更裁定請求書（ハガキ）の市長の証明が不要になりました。

た。社会保険業務センターから、諸変更裁定請求書（ハガキ）が届きましたら、必要事項を記入の上、提出期限までに切手を貼って返送してください。

「年金個人情報提供サービス」が便利！

社会保険庁のホームページから、ユーザーID・パスワードを取得すると、インターネットで年金加入記録をいつでも確認することができます。「年金個人情報提供サービス」が利用できます。申込みの際は、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを手元に用意してください。



提供内容 これまでの年金加入履歴、国民年金の保険料納付状況、厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額等（共済組合期間はサービスの対象外です）



更新時期 毎月1回
年金加入記録は大切な個人情報です。ユーザーID・パスワードは、他人に知られることがないように、不特定多数が利用するパソコンでは使用しないなど、取扱いに十分注意してください。社会保険庁ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp/>

特別障害給付金制度を ご存じですか

国民年金に任意加入していなかったため、障害基礎年金

等を受給していない障害者の方に、福祉的措置として、平成17年に特別障害給付金制度が創設されました。支給の対象者

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者

ただし、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方で、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、請求の手続きと、社会保険事務局での認定が必要となります。



兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

6月9日（土）は
午前9時30分～午後4時
6月4日（月）・11日（月）・18日（月）・25日（月）は
午前8時30分～午後7時

「ねんきんダイヤル」

年金に関する相談に、「ねんきんダイヤル」を利用ください。受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
相談電話番号

年金請求などの年金相談
0570・05・1165
0570・07・1165

《問合せ》

兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22・3196
市民課市民係または各総合支所市民生活課